

令和 6 年 2 月 2 8 日  
神戸税関業務部

関係者各位

## お 知 ら せ

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）産電解二酸化マンガンに対しては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、不当廉売関税が課されているところです。

今般、対象貨物の課税期間延長に係る調査結果に基づき、当該課税期間が令和 11 年 2 月 25 日まで延長されることとなりました。

つきましては、下記をご参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（電話番号：078-333-3086）へ照会願います。

### 記

1. 課税物件（変更なし）  
中国を原産地とする電解二酸化マンガン  
（関税定率法別表 2 8 2 0. 1 0 号に掲げる物品）
2. 不当廉売関税率（変更なし）  
中国産 4 6. 5 %  
但し、一部例外あり（別紙参照）
3. 適用期間  
平成 20 年 9 月 1 日～令和 11 年 2 月 25 日まで

以 上

【本件に関する照会先】  
業務部通関総括第 1 部門  
電話番号：078-333-3086

【別紙】

貨物の供給者	税率
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司 (GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.) により生産されたもの	34.3%